

償還払いの  
サービスです

# 住宅改修費の支給

心身の機能が低下している高齢者の自宅での生活支援や、家庭で介護する人の負担軽減のために、手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な住宅改修を行う場合には、その費用の9割相当額が住宅改修費として支給されます。支給限度額は改修時に住んでいる住宅につき20万円です。



## 支給対象となる住宅改修

### ①手すりの取り付け

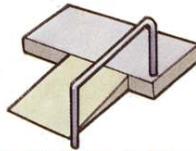
廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などに、転倒防止や移動補助のための手すりを取り付けます。



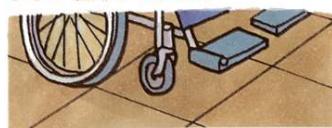
※取り付け工事の伴わない床置きや、便器を囲んで置いて使用する手すりは「福祉用具の貸与」の対象となります。

### ②段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の段差および玄関から道路までの通路等の段差を解消するために、敷居を低くしたりスロープを設置するなどの改修です。  
※取り付け工事を伴わないスロープは「福祉用具の貸与」、浴室用すのこの段差解消は「福祉用具購入費の支給」の対象となります。



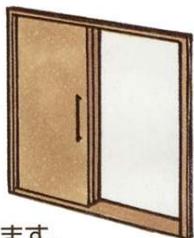
### ③滑りの防止や、移動を円滑にするための床または通路面の材料の変更



居室を畳敷きから板張りやビニール系床材等に変更。浴室の床を滑りにくいものに変更。通路面においては滑りにくい舗装材への変更など。

### ④引き戸などへの扉の取り替え

開き戸を引き戸や折戸、アコードィオンカーテンなどに取り替え。ドアノブの変更や戸車の設置も含みます。



※自動ドアにした場合は、動力部分の費用は保険給付の対象となりません。

### ⑤洋式便器などへの便器の取り替え

和式便器を洋式便器に取り替える場合。



※据置きの腰掛便座の設置は「福祉用具購入費の支給」の対象となります。

### ①～⑤の改修に伴って必要となる住宅改修も支給対象となります。

- 手すり取り付けのための壁の下地補強
- 床材の変更のための下地の補修や通路面の材料変更のための路盤整備
- 扉の取り替えに伴う壁や柱の改修
- 便器の取り替えや浴室の段差解消に伴う給排水設備工事 など

## 住宅改修費の支給を利用する手順

改修にかかった費用をいったん全額自己負担し、お住まいの市区町村へ領収書などを添えて申請すると、保険給付分（9割相当）があとから支給されます。（残りの1割は自己負担になります。）

### 1 事前に相談します

居住介護支援事業者や市区町村に見積書を提示して、給付の対象となるか事前に相談します。

### 2 工事を依頼します

工事業者に工事を依頼します。このとき費用はいったん全額自己負担になります。

※領収書と工事費の内訳を忘れずにもらいましょう。

### 3 市区町村へ申請します

居住介護支援事業者の住宅改修を必要と認めた書類、領収書、工事費の内訳、工事完了を証明する資料（改修前と改修後の写真等）などを添付して申請します。

### 4 9割分が支給されます

工事の内容が給付対象であることが確認され、上限額内で改修費の9割相当額が支給されます。

償還払いの  
サービスです

# 福祉用具購入費の支給

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した場合は、その購入にかかった費用の9割相当額が福祉用具購入費として支給されます。支給限度額は1年間に10万円です。



## 購入できる福祉用具

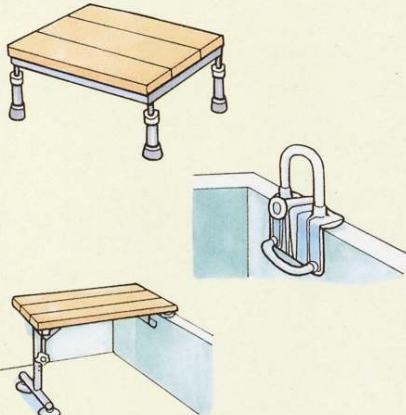
### 腰掛便座



- 和式便器の上に置いて腰掛け式に変えるもの
- 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
- 移動可能(居室にて使用できる)なもの

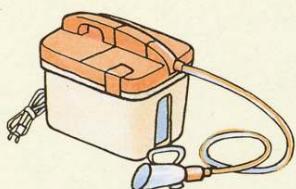
※工事を伴う便器の取り替えは「住宅改修費の支給」の対象となります。

### 入浴補助用具



- 入浴用いす
  - 浴槽内いす
  - 浴槽用手すり
- ※浴槽の縁を挟み込んで固定できるもの
- 入浴台
- ※浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にできるようにするもの
- 浴室內すのこ
- ※浴室の床の段差を解消できるもの
- 浴槽内すのこ
- ※浴槽の底の高さを補うもの

### 特殊尿器



尿を自動的に吸引するもの

### 簡易浴槽



空気式または折りたたみ式等で簡単に移動ができるもの

### 移動用リフトの つり具部分



※移動用リフト本体は「福祉用具の貸与」の対象となります。

※この他に貸出で利用できる福祉用具もあります。くわしくはお問い合わせください。

## 福祉用具購入費の支給を利用する手順

購入にかかった費用をいったん全額自己負担し、お住まいの市区町村へ領収書等を添えて提出すると、保険給付分(9割相当額)があとから支給されます。(残りの1割は自己負担になります。)

### 1 福祉用具を 購入します

必要な福祉用具を購入します。  
購入の費用はいったん全額自己負担になります。

※購入の際に領収書を忘れずにもらいましょう。

### 2 市区町村へ 申請します

所定の申請書に領収書を添えて、  
市区町村に申請をします。

### 3 9割分が 支給されます

給付対象商品であることが確認され、上限額内で購入費の9割相当額が支給されます。